

# 医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金支給事業 Q & A（介護施設等用）

Q1 支援金の申請に必要な書類はありますか。

A1 原則、添付書類はありません。施設区分ごとに支援金額を記載した交付申請書を直接送付します。申請書が届きましたら、内容確認の上、管理者名を記入し、同封の封筒を使用し、委託先の北海道国民健康保険団体連合会あて送付してください。

Q2 令和8年3月に再開していますが、対象になりますか。

A2 対象は、

- ・ **基準日（令和8年1月1日）現在**において、介護施設等として開設していること
- ・ 申請日時点において、廃止・休止していないこと
- ・ 食材料費支援金は、基準日現在において、入所者等へ食事提供を行っていることのいずれも満たしている必要があります。

事例の場合は、1月1日時点では休止しているため対象外であり、申請日時点で再開していたとしても対象となりません。

Q3 令和8年1月1日時点で休止している場合を対象外としている理由や申請日時点で廃止・休止していないこと、食事提供を行っていることを条件としているのは、なぜですか。

A3 物価高騰対策支援金の目的は、物価高騰の影響により光熱費の負担が増加している介護施設等に対し、継続的かつ安定したサービスの提供に支障が生じないように支援を行うものであり、事業が継続されていない休止や廃止の施設は対象外としています。

また、食材料費支援金の目的は、食材料費の高騰により経営に負担が生じている介護施設等に対し、提供する食事サービスの質を維持し、継続的かつ安定した食事サービスの提供に支障が生じないように支援を行うものであるため、基準日（1月1日）時点で休止している場合や、介護施設等の休止・廃止等により食事提供が継続されていない場合は対象外としています。

Q4 食事提供を行っているとは、具体的にどのようなものを指しますか。

A4 職員自ら事業所で調理している場合や、事業所で調理を外部に委託している場合又は弁当や出前を注文している場合等、事業所が利用者のために、月1回程度でも食事（おやつ含む）を用意している場合は、食事提供に係る加算の該当の有無にかかわらず、全て本事業の対象となります。

なお、利用者が弁当を持参して通所している場合や飲み物のみ提供している場合等は対象外です。

Q5 一部の介護保険施設等は、食材料費については「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の補助金で別途対応となっておりますが、どのような手続きが必要になりますか。

A5 「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の補助金に関する案内等を、別途通知しておりますので、そちらの内容をご確認のうえ、申請をお願いいたします。

Q6 支援金は他の地方公共団体に係る補助金等と併用できるか。

A6 本支援金は、特定の経費を対象とするものではないため、他の地方公共団体に係る補助金等との重複は問いません。他の補助金をすでに申請されている場合や後に申請する場合は、そちらの基準をご確認ください。

Q7 支援金の用途制限はありますか。

A7 本支援金は、物価高騰分及び食材料費分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。

Q8 交付申請書に押印は必要ですか。

A8 交付申請書に押印は不要です。

Q9 支援金の金額が確定したら、文書等で通知はありますか。

A9 本支援金の金額確定後、振り込み日の前日までに交付決定通知書を発送いたします。給付金の支払日等については、詳しくは「申請に係る留意事項等について」をご参照ください。

Q10 支援金は実績報告書を提出する必要はありますか。

A10 本支援金は、実績報告書を提出する必要はありません。

Q11 支援金の税金上の取り扱いは。課税対象となりますか。

A11 本支援金は、税法上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に参入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q12 支援金は消費税仕入控除の報告対象となりますか。

A12 本支援金は、消費税仕入控除の報告は不要です。

Q13 申請書類が届きません。

A13 別紙対象施設に記載の基本的な考え方のとおり、対象外である場合や別の補助金で対応する場合等がありますので、ご確認ください。

Q14 定員数が違います。

A14 本支援金は、令和8年1月1日を基準日としており、その時点の定員数に対して、支援金を支給しますので、基準日時点で届け出ている定員数をご確認ください。  
確認後、定員数の修正が必要な場合は、申請書の留意事項に従い修正してください。